

市民意見41件に対する市の考え方

募集期間:令和4年10月1日(土曜日)から10月23日(日曜日)まで

提出状況結果:[41件/10人]

条例の名称:箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案時名称:(仮称)箕面市個人情報保護法施行条例)

※ご意見は、原則として原文をそのまま公表しています。ただし意見を提出された方が特定されたり、意見によって第三者の利益を侵害される恐れがあると判断した場合や、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は修正を施しています。

※一人のご意見で複数項目ある場合は、項目ごとの回答としています。

【用語について】

法、改正法、個人情報保護法…「個人情報の保護に関する法律」(令和3年5月改正、地方公共団体への適用(施行)は令和5年4月)

	分類	いただいたご意見	回答(市の考え方)
1	個人情報保護法全般について	専門知識のない一市民が煩雑な内容を理解し意見にまとめるのは難しい。噛み砕いてメリットデメリットを説明してほしい。	今回の法改正は、個人情報の保護とデータの利活用の適正なバランスを図るため、個人情報の取扱いに関する全国的な統一ルールを設定するものであり、①多くの地方公共団体は個人情報保護条例を定めていましたが、中には未制定の団体もあり、また、条例を定めていても必ずしも十分な規律とはなっていない団体もあったため、全国的に個人情報の保護の水準を確保すること②自治体それぞれが、個人情報保護について異なる規律やその解釈を採用していることに起因する、データ連携における支障を解消することなどのメリットがあります。本市では現行の個人情報保護条例において、改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」といいます。)と同水準の保護措置を定めており、改正により市民の皆様に影響を与えるようなデメリットはありません。 メリットに関しましては、個人情報の漏洩の防止の仕組みについて、現条例でも適切に運用しておりますが、法に基づき審議会に諮問して個人情報の安全管理に係る措置の基準を明文化することにより、さらに適切な仕組みを構築できるようになります。またデータ連携におけるメリットについてはNo.3をご参照ください。
2	個人情報保護法全般について	近年国から都道府県へ又は市区町村へと権限委譲も多く見られます。今回の法による個人情報保護制度の一元化は逆行のように見えます。国の個人情報保護法制定、施行時には都道府県100%市区町村100%で、先行都市には国際水準を満たす条例も制定されたようです。個人情報保護法においても一定の情報保護は可能と思われそうですが、国、都道府県、市区町村の立場の違う各法条例を一元化してしまった影響で置きざりになる情報もあるのではないのでしょうか。市なりが保有する個人情報は、地方公共団体が制定した条例が保護の面では優位であったと思います。	国や地方公共団体、民間ごとに個人情報のルールが異なることにより、個人情報保護の水準が十分でない団体があったり、情報共有の支障になっていたという課題もありました。今回の法改正で、置き去りになるような情報は、現時点では想定されていません。また地方公共団体への安全管理措置の義務づけなど適正な取り扱いについての規律も定められていることから、本市においても取り扱い等については一層厳重に行ってまいります。
3	個人情報保護条例改正について	「改正前は国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体(地方独立行政法人を含む)の各団体で適用される法令等が異なるため、個人情報の定義や取扱いルール等が異なっていました」とありますが何か不都合なことがあるのでしょうか。管理する側(日本政府)の都合のみであるのなら箕面市は地方自治のためにいいなりではなくその立場を堅持していただきたいです。	各団体で適用される法令が異なっていることによる不都合については医療分野・学術分野において最も顕著に表れています。個人情報を取得・保有している法人であっても、当該法人が公的部門に属するか(国公立の大学、病院、研究機関等)、民間部門に属するか(私立大学、民間病院、民間研究機関)によって適用される規律が大きく異なっており、公的部門と民間部門との垣根を越えた連携医療や共同研究の実施を躊躇させる一因となっていました。今回の条例改正は、「個人情報の保護に関する法律」が改正され地方公共団体にも法律が適用されることとなるため、市として必要な手続きです。
4	個人情報保護条例改正について	平素は市民対応から行政文書公開などご対応ありがとうございます。さて、この度の箕面市個人情報保護法施行条例の素案及び、公開条例の一部改訂について、現行の総則にあるように「個人の尊厳を確保し、公正な市政を進める上で必要不可欠であることをかんがみ」について変更することで「市民の基本的な人権」が不利になり、擁護されなくなる可能性がある危険があること、「知る権利」が保障されない可能性から私は反対である。	今回の個人情報保護条例改正は、「個人情報の保護に関する法律」が改正され地方公共団体にも法律が適用されることとなるため、市として必要な手続きです。 また「知る権利」につきましては、箕面市情報公開条例におきまして引き続き保証しています。
5	個人情報保護条例改正について	仮称箕面市個人情報保護法施行条例(素案)ですが、今回全部改正とされていますが現条例を全部改正ということでしょうか。他市では廃止としているところもあります。全部改正と廃止では意味が大きく変わると思うのですが、私の理解では施行条例の目的は個人情報保護法に関する施行に必要な内容事項の記述であって現行条例の個人情報保護に関する内容とは大きな違いがあると思います。そして、今回全部改正によって現行条例がなくなるという認識。違いますか。	国におきましては、条例整備について、改正するか廃止するかの手法は各地方公共団体の判断とされているところです。法施行条例の目的はご意見のとおりですが、現条例も「個人情報の保護に関する法律」の委任を受けた新条例も、個人情報の適切な取扱いを目的とするものであるため、本市は全部改正し法施行条例を制定することといたしました。
6	法と条例の関係について	条例の名称が「個人情報保護法施行条例」となっていますがこれまでは「個人情報保護条例」だったのに、なぜ「法」に従う「法施行条例」としたのでしょうか?あくまでもこれまでの「個人情報保護条例」とすべきです。国の個人情報保護委員会も「名称」は自治体で決めていいことになっているようですが、国から何か変更指示があったのでしょうか? 個人情報保護と情報公開制度は、国に先んじて多くの自治体が先行して主体的に制定してきました。法改正で法の下に自治体の条例を置くこととなったので、法で規定された項目についてはやむをえません、自治体の解釈権、裁量権はあります。したがって、「自治」を基本とする意味でも、無前提で「法を施行する」でなく「保護条例」としていただきたい。箕面市としてそうするべきではないのでしょうか?	本市が保有する個人情報の取扱いにつきましては、これまで条例のもと運用しておりましたが、改正法が適用されるため、条例に委任された一部事項について条例に定めます。よって、条例の目的は改正法の施行に必要な事項を定めるもののため、名称を「法施行条例」とすることが妥当だと考えています。 本市としましては、法の規定を遵守し、個人情報保護制度の取り組みにつきましては、引き続き適切な運用に努めてまいります。
7	法と条例の関係について	言うまでもないことですが、地方自治体は単に国の法律に縛られるだけでなく、法律の許容する範囲であれば、それぞれの独自の判断に基づいて主体的な立場で条例を制定すべきです。今回の「個人情報保護法」の改正にあたって、法の許容する範囲ならば、条例において独自の条項を制定することに何のはばかりもあってはならないことは言うまでもありません。今回の法改正にあたって、「箕面市(素案)」は条例の名称を「個人情報保護条例」から「個人情報保護法施行条例」に変更しようとしています、このような変更はまったく必要ないものです。従来「個人情報保護条例」のままで据え置くべきです。	同上

8	法と条例の関係について	「市の個人情報の取扱いや開示請求の手続きなど、今まで条例で定められていた内容は概ね改正法に定められており、従来の個人情報保護制度の運用と大きな乖離はありません」とありますがそれならば改正しなくてよいのではないのでしょうか。存在する小さな乖離の中に個人情報保護の水準を低下させる要素があるのではと不安になります。	改正法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が改正法と条例に重複して存在することとなるため、全国統一ルールを設定するという改正法の趣旨に照らし許容されないとされています。よって、改正法により委任された事項を条例で定める必要がありますので、現行の条例を全部改正し、改正法の委任に基づく法施行条例を制定します。 相違点としましては、審議会へ諮問できる事項が異なりますが、個人情報保護の水準を低下させるものではないとされています。本市としましては、法の規定のなかで適正に運用できるようルールを定め、市民の信頼確保に努めて参ります。
9	法と条例の関係について	個人情報保護法改正の概要の注釈で「個人情報の取扱いや開示請求の手続きなど、今まで条例で定められていた内容は概ね改正法に定められており…」とあります。「概ね」ということは記載のない事項もあるのでしょうか。	同上
10	法と条例の関係について	この法の目的にあります「個人情報の利用が著しい拡大を懸念し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、又個人情報を取り扱う事業者及び行政機関の遵守すべき義務等を定め、個人の権利利益を保護するとありますが、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出ならびに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」とも書かれています。もし、私の個人情報が効果的に活用され新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな生活に資するものとしても知らないところで私の情報が一人歩きするイメージがあり肯定できるものではありません。守るべきは地方公共団体が保有する市民の情報だと思うのです。今後も現条例に示された個人情報の取り扱いに際しての個人の権利利益を侵害することなく基本的人権の擁護と個人の人格と尊厳の尊重に寄与するとして市の規範として施行条例に書き示していただきたいのですが、いかがでしょうか。	改正法においても、保有個人情報の目的外利用や外部提供は原則禁止されており、目的外利用や外部提供できる例外規定は現行条例と同様の制限が定められています。そのため改正法が施行されたとしても、保有個人情報の取り扱いに大きな乖離はございません。 また改正法でも、その目的は「個人の権利利益を保護すること」であり「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」という理念を定めています。またそのために地方公共団体のとるべき責務や施策についても定められていることから、新しい条例において本市独自の責務を設けることは考えておりません。
11	安全管理措置について	法があったとしても、それを扱う行政の安全管理に対する対応について市の明らかな取扱方法などは策定されているのでしょうか。	改正法では、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」ことが定められており、個人情報保護委員会が示した指針を参考に、本市でも個人情報の適正な維持管理のため安全管理措置を定める予定です。
12	その他 法・条例について要望	現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例にしてください。また国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めましょう。	条例につきましては、法の規律の範囲において、法により委任された事項のみ条例で定めませんが、法は現行条例で定めている個人情報保護の水準を低下させるものではないため、現行法の見直しや改善を求める予定はありません。
13	その他 法・条例について要望	国の助言を尊重しつつも、国の解釈等に疑義が生じた場合、国に対してその見直しを要望ください。	改正法について、国が示している解釈について疑義が生じた場合は、国の外局であり独立性の高い「個人情報保護委員会」へ照会し、そのうえで見直しが必要と判断した場合はその旨を要望してまいります。
14	個人情報保護制度 (目的外利用)について	個人情報保護運営審議会に諮問する形が現在まで築かれている中で、今までの土台を変えるような運用はしてほしくはない。そして、目的外使用については市長判断ではなくぜひ審議会の判断もあるという方が安心である。	改正法では、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用し解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところです。市が、個別の事案について法の適否の判断を審議会へ諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものとなることから、認められていません。目的外利用については行政機関の長等が、法の規定のなかで判断することとなりますが、判断が難しい場合は、必要に応じて国・個人情報保護委員会へ助言を求める等、判断の客観性を確保していく考えです。
15	個人情報保護制度 (利用・収集・個人情報ファイル簿)について	日ごろより箕面市民へのサービス向上のためご尽力いただきありがとうございます。市民として個人情報保護について以下の通り意見をいたします。 1. 個人情報保護制度の原則について ①行政が扱う個人情報は、行政(市)が保有していても、その主体は当該市民にあることだと思います。行政が勝手に収集したりいじることはNG、利用については市民の同意等が原則です。 ②行政が収集、利用している個人情報は、どんなものがあるのでしょうか?一例として、まもなく18歳になる子どもがいる家庭には、自衛隊入隊案内の往復はがきが届きます。これも箕面市が個人情報を使っているからではないのでしょうか?その可視化が原則。→業務ごとの個人情報ファイルと登録簿の存在を公表いただきたいです。	①改正法では、利用目的を明確にしたうえで法令等の事務の遂行に必要な範囲内でのみ個人情報を保有できると定められており、市が保有し利用する個人情報は、市の事務を遂行し必要な市民サービスの提供を行うために必要な情報です。改正法施行後は、法の規定を遵守し、個人情報保護のために必要な安全管理措置を講じ、適切に運用するよう努めてまいります。 ②行政が収集利用している個人情報は、例えば、住所や氏名などの住民記録情報、収入や土地・家屋などの税に関わる情報、国民健康保険や介護保険などの保険に関わる情報など多岐に渡ります。ご意見いただきました自衛官等募集事務については自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条に基づき目的外利用・外部提供が認められています。 従来から公表している個人情報ファイル簿には、収集方法や利用目的を記載しており、どのような業務に個人情報が利用されているか可視化できていることから、業務ごとに整理した事務登録簿等を追加で作成・公表する予定はありません。引き続き個人情報ファイル簿(1000人以上)は作成・公表いたします。
16	個人情報保護制度 (死者の情報)について	国は「死者は個人情報の対象にしない」としていますが、死者に関わること、例えば相続関係など、密接不可分な個人情報もあると思います。それに関する要綱などは作らないのでしょうか?	改正法では「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできません。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとされ、開示等請求の対象となります。 一方で、個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられないとされているため、近隣他市の動向も確認しながら今後検討していく予定です。
17	個人情報保護制度 (死者の情報)について	今改正で以前は死者の情報もありましたが生存が条件となっています。混乱はないのでしょうか。	上記
18	個人情報保護制度 (個人情報ファイル簿、事務登録簿)について	ファイル簿と登録簿を作成、公表することはいいと思います。国のファイル簿は、一つの事業で千件以上を対象とし、それ以下は対象にしないとしています。しかし、市民からすれば、自分の個人情報の何が収集、利用されていることを知る必要があります。したがって件数を決めることはやめていただきたいです。	改正法では個人情報ファイルに記録される対象者の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、作成及び公表を行う必要がないとされていますが、本市では、1,000人に満たない個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿についても現行どおり作成し管理する予定です。
19	個人情報保護制度 (市議会の取り扱い)について	「実施機関」から市議会を外していますが、市議会は独自の条例を制定するのでしょうか?	改正法では、国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、個人情報の保護に係る規律の適用を受ける地方公共団体の機関から「議会」を除くと定められている一方で、個人情報の適正な取り扱いを確保する「責務」は負うとされています。よって、議会は別途、個人情報の保護に係る条例を定める予定です。

20	個人情報保護制度(審議会)について	<p>国(個人情報保護委員会)によると、審議会への諮問の範囲をかなり狭めています。審議会は市民に対してガラス張りの姿勢を示す(可視化)意味からも尊重すべきです。諮問が無理な場合は、「報告」など、可能な限り、行政内部で行っていることを可視化させる姿勢が大切と考えます。</p> <p>また、運営審議会の委員構成について触れられていませんが、現行条例は以下のようになっています。</p> <p>3 運営審議会は、委員九名以内で組織する。</p> <p>4 運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>一 個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者</p> <p>二 個人情報の保護に関係を有する市民団体等の代表者</p> <p>これは現行のままでしょうか?</p>	<p>個人情報保護制度運営審議会につきましては、改正法でも個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な意見を聴くことが特に必要である場合は条例で定めるところにより審議会に諮問することができることとされており、本市の法施行条例においても個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、審議会へ諮問できる旨は定める予定です。</p> <p>審議会への報告の有無や報告内容につきましては、ご意見を参考にさせていただきます今後検討していきます。令和5年4月以降の審議会の体制については、諮問事項に適した委員構成等について検討中です。</p>
21	個人情報保護制度(審議会)について	<p>「(5)個人情報保護制度運営審議会について本市においては、従来「個人情報の本人以外収集」、「保有個人情報の目的外利用及び外部提供」、「保有個人情報の電算処理(特定個人情報保護評価の第三者点検を含む)」及び「不開示情報の設定」について、個人情報保護制度運営審議会に諮問していますが、改正法では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に諮問することは許容されません。ただし、個人情報保護制度の運用やそのあり方について専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる」と規定されているため、条例改正の検討や「安全管理措置」、「目的外利用等に係る内部手続」等の詳細なルールを定めることについて諮問事項とする規定を設けます」。条例で(運営審議会)第二十二条 この条例の運営に関し、実施機関から諮問を受けた事項を審議するため、市に運営審議会を置く。2 運営審議会は、前項に規定する審議のほか、この条例の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。3 運営審議会は、委員九名以内で組織する。4 運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。一 個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者二 個人情報の保護に関係を有する市民団体等の代表者5 運営審議会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。6 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>「運営審議会」はどんな人員構成になっているのでしょうか。は上記文章に載っていますが、どんな方が市長から委嘱されているのでしょうか?名簿はあるのでしょうか?開催歴はあるのでしょうか?具体的に教えてください。</p>	<p>現行の箕面市個人情報保護制度運営審議会の委員につきましては、弁護士2名、大学教授2名、人権擁護委員1名、情報システムの専門家2名、市民団体代表2名の計9名で構成されています。名簿は作成しています。開催歴は以下の通りです。</p> <p>(直近3年)令和4年度:3回(11月現在)、令和3年度:1回、令和2年度:3回</p>
22	その他(防犯カメラ、監視カメラ)について	<p>教育現場・保育現場でも「監視カメラ」による教育学習進捗など「科学的」使われていると聞きます。その情報の源は保管削除が管理されているか心配です。未来に羽ばたく子どもたちに「過去の行動を持って」個人の可能性を奪うような事を箕面市民は望まないとします。その点は情報公開条例や個人情報保護法施行条例のおよぼす範囲だと思えますが教えてください。</p>	<p>ご意見いただきました「教育現場・保育現場における「監視カメラ」による教育学習進捗」は令和元年度から文部科学省より委託を受けている「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」のことかと推察いたします。当該事業のことであれば、児童生徒については個別を認識するのではなく、撮影の際に撮られた個人の顔・音声等は全て匿名化しており、授業撮影にて解析された結果が、児童生徒個人の情報となり得るものではありません。また、加工前のデータは加工後速やかに消去しており、データはインターネットは隔離された閉域網で安全に管理しております。</p>
23	個人情報保護について要望	<p>個人情報保護は地方自治体が適切に管理する義務はありますが、勝手に乱用されないか、たくさんの人達が不安、不審に感じている事を肝に命じてしっかりと保護して下さい。</p>	<p>個人情報保護につきましては、改正法施行後も従来の内部統制の仕組みを継続するよう努め、改正法に基づき個人情報の安全管理に係る措置を講じ、引き続き制度の適正な運用に努めます。</p>
24	開示決定期限について	<p>(1)現状15日で開示決定がなされず、延長されたり「すべて黒塗り」が適正であるとは思えず、その点の見直しは必要かとも感じる。今回の改正案での公開期限が30日となり、「どこが個人情報にあたるのか?」の解釈が受け継がれない、職員の把握の違いについてのばらつきがある中での改正はさらに賛成できない。</p> <p>(2)また、近隣市は国の定めが変化しても”現行通りの運用”ができるならば、そのように対応するのが市民にとっての不利益ではない。説明では、「現行で、15日でできているものはする」という口での約束ではなく、改正されるのであればその点も明文化してしてほしい。</p>	<p>開示決定等の期限を法のとおり【30日】とすることで、今まで延長手続にかかっていた事務を省略し、より迅速に開示決定まで対応できることから、法の規定に合わせることにしています。</p> <p>ただし、短期間で対応できる事案については、引き続き短期間で対応いたします。</p>
25	開示決定期限について	<p>開示決定等の期限は、法律に合わせて遅くしなくても、現行通り条例で定めたらよい</p>	<p>同上</p>
26	開示決定期限について	<p>現状を後退させないためには、現行条例の期限(開示決定は15日以内、訂正・利用停止決定は30日以内)を維持すべき</p>	<p>同上</p>
27	開示決定期限について	<p>開示決定等の期限について</p> <p>開示請求の期限については、15日以内とすべきです。これは市民の自己コントロール権を保障する意味からも、長く定めることを避ける必要があります。</p> <p>ただ、期限の特例などについては、原案通りでいいと考えます。</p>	<p>同上</p>

28		<p>(意見) 期限を延長する積極的な理由が見当たらない。自己情報等の開示請求、行政文書の開示請求とも、現行の条例通りとし、市民の要望に迅速に対処すべきである。</p> <p>理由</p> <p>(1) 素案の期限を現行期限の2倍に延長した理由を、「自己情報等の開示請求において、開示請求できる対象文書が法改正により『個人情報ファイル』に記録されていないが行政文書に記録されている個人情報が加わり、該当文書の特定に今まで以上に時間がかかることが予想されるから」とする。</p> <p>ところが、「個人情報ファイル」に記録されていないが行政文書に記録されている個人情報も、従来から個人情報を含む行政文書そのものが開示請求の対象文書になっている文書である。これまで行政文書の開示決定の期限は「15日以内」であり、個人情報を含む行政文書の開示請求も「15日以内」に決定されており、「該当文書の特定に今まで以上に時間がかかることが予想される」は当てはまらない。法改正により、今まで個人情報の部分が一律に非開示とされてきたものが、自分の個人情報部分が開示され他人の個人情報は今まで通り非開示となるだけである。</p>	同上
28	開示決定期限について	<p>(2) 行政文書の開示決定の期限を延長する理由として、「対象文書が何百枚におよぶものがあった」「第三者に意見照会するものがあった」「昨年度『開示決定期限の延長』をしたケースが全体の3割程度あった」「開示決定期限を延長するにも処理に時間がかかるので初めから期限を30日以内にした」という。</p> <p>・「対象文書が何百枚におよぶものがあった」「第三者に意見照会するものがあった」は、特異な例として掲げただけであり、具体的に何件あったのかを示すこともないので積極的な理由には当たらない。</p> <p>・「昨年度『開示決定期限の延長』をしたケースが全体の3割程度あった」、付け加えて、「開示請求が通常の業務に支障をきたしている」「開示・非開示の判断に時間がかかるものが増えている」「ある部署では、1件につき10時間から15時間、20時間の時間外対応した」という。</p> <p>これらは、開示請求の処理が通常業務(本務)でなくおまけの業務(雑務)であるという思い込みや、開示・非開示の判断基準の無理解が原因であり、箕面市職員の情報公開制度の無理解不徹底の結果である。情報公開制度を主管する総務部が情報公開条例の目的はじめ判断基準を市職員に十分に理解させれば解決する問題であり、職員の怠慢で市民に犠牲を強いるのは本末転倒である。市民の要望に迅速に処理するの箕面市職員の本来の姿勢である。</p>	同上
29	開示決定期限について	<p>(仮称) 箕面市個人情報保護法施行条例、箕面市情報公開条例ともに、開示決定等の期限について、従来の期限「15日以内」を、素案は「30日以内」と延長している。市民の要望は迅速に処理すべきである。よって素案の「30日以内」を従来どおり「15日以内」にすべきである。</p>	同上
30	開示決定期限について	<p>多々あったとしても15日の延長期限も設定されていますね。今回の改正で30日とする自治体も現行15日と維持するまたは30日としながらも15日を前提に対処する意向を示す自治体もあります。現行15日を維持下さるようお願い致します。</p>	同上
31	開示決定期限について	<p>さらに、「改正法」によれば「条例に定めることが法律上許容されている事項」の中に「開示決定等の期限」が含まれています。にもかかわらず市は「条例(素案)」について、あえて「改正法のとおりとし、当該事項に関する規定は設けません」とし、「改正法」をそのまま適用しようとしています。したがって、「開示等の期限」および「延長期限」は「現行条例」ではそれぞれ15日と定められ、両者合わせた「延長後の期限」は30日となっているにもかかわらず、「新条例(素案)」では「改正法」のとおり、「開示等の期限」及び「延長期限」はそれぞれ30日、両者合わせた「延長後の期限」は60日と改悪されることとなります。</p> <p>これは「改正法」自体が「条例に定めることを許容している」自治体独自の権限を自ら放棄して、現行の条例を改悪することに他なりません。箕面市は、新たに制定する条例でも現行の条例に引き続き、「開示決定等の期限」について独自の期限を定め、「開示等の期限」及び「延長期限」をそれぞれ15日とするべきです。</p>	同上
32	開示決定について	<p>今回の表題となっています情報公開条例の一部改正について、施行条例の制定に伴い、情報公開条例の決定期限が現在の15日から30日、延長30日となるようですが、これまでに期限15日を超えなければ決定できない請求が多々あったのでしょうか。数字をお示しくください。</p>	行政文書の開示請求におきまして、令和3年度で約3割程度期限を延長し、開示決定した案件がありました。
33	開示請求の手続き等について	<p>職員の方の事務作業上が煩雑になるのであれば大阪府や大阪市のように電子申請や交付を取り入れれば、「電話作業」「窓口聴取」もなくなり煩雑ではなくなる。</p> <p>一式の資料という広範囲の請求に対しても、起案ファイルなどを見せていただければ、特定できることであり、そこを不明瞭にしていることが最も不信感と不親切であると感じる。「日本一親切な市役所」というのであれば、市民が欲しい情報がすぐに手に入る「透明性のある市政」であるべきで、非公開や黒塗りは必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>各分野で閲覧できるようにしていただけるのがベストである。非公開や黒塗りは必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>現行の開示請求に係る手続きにつきましては、箕面市情報公開条例や箕面市個人情報保護条例において非開示情報が定められており、非開示情報に該当する箇所は非公開にする必要があります。それは条例改正後も同様で、非開示情報に該当する箇所については、改正法や条例に基づき非公開にする必要があるため適切に対応いたします。</p> <p>また、「一式の資料」という開示請求があった場合は件名目録等を提示したり、必要な文書の内容を開示請求された方から聞き取るなど対象文書を特定するよう務めており、引き続き文書の特定には協力するよう努めてまいります。</p> <p>行政文書の開示請求に係る電子申請につきましては、今後検討していきたいと考えております。</p>
34	開示請求の手続き等について	<p>最近国会でも、市が出している資料でも「黒刷り」にされている文章が出てきています。どうしてこんなものが出てくるのか不思議です。「存否応答拒否により開示請求を拒否した」と言わんばかりの「開示」方法は、箕面市情報開示審査会に報告されているのでしょうか。審査会の開催、開催記録は保管されているのでしょうか？</p>	<p>「存否応答拒否」とは、請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときに行う決定です。ご意見いただきました非開示情報(黒塗りを除いた部分を開示する場合は、「存否応答拒否」ではなく部分開示決定となるため、箕面市情報開示審査会への報告は求めています。</p> <p>条例に定めている「存否応答拒否」を行った場合は、箕面市情報開示審査会に報告しております。また会議録は行政資料コーナーに設置しております。</p>

35	開示請求・情報公開全般について要望	市民の知る権利を保障し、透明かつ平等な市政運営がなされているかを示すためにも現行通りの15日以内での開示で延長は30日以内としていただきたい。そして、より、市民が市政情報や行政文書が気軽に見ることができて「市に興味をもつ」機会が損なわれないように運用できるように努めていただきたい。加えて、現在の総則にあるように第一条に「個人の尊厳を確保し、公正な市政を進める上で必要不可欠であることをかんがみ、実施機関、事業者及び市民の責務並びに…市民の基本的な人権を擁護することを目的とする」を明記し、より安心して安全な透明性のある情報公開の条例であってほしいと要望する。	引き続き市民のかたの「知る権利」を尊重し適正な情報公開制度に努めてまいります。
36	開示請求・情報公開全般について要望	解釈によって、市民に不利益のなきよう現状より市民サービスが後退することも無きよう、十分な人材、内容の把握に努め（箕面市情報公開条例の一部改正）にある開示決定期間、延長期間のギリギリになる不審を払拭いただきたいと願います。	開示請求につきましては、引き続き適正に運用できるよう庁内周知に努めてまいります。
37	開示請求・情報公開全般について要望	（１）開示請求を受け付ける際に、請求する行政文書が特定できるような工夫、例えば開示請求書に行政文書の名称や請求する文書の内容等をできるだけ具体的に求めるなど、をすれば、早く対象文書が特定でき開示決定までの時間短縮につながる。 （２）それまでに同様の開示請求があり既に開示・非開示の決定をしている場合にも、箕面市は開示請求の手続きを求めているが、他市なみに「情報提供」として処理すれば、市民の要望に迅速に対応できる。	（１）行政文書の開示請求の受付の際は、件名目録等を提示したり、請求内容を詳細に聞き取りするなど、引き続き文書の特定に努めます。 （２）いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
38	開示請求・情報公開全般について要望	開示文書のコピー代など負担が開示請求の事実上の障害になることがあるので、可能な限り、安価な方法で実施できるよう、工夫されたい。（10円→5円に！？）	いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
39	情報開示審査会について	「（２）存否応答拒否処分に係る附属機関への報告について 改正法において、「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」は存否応答拒否できると規定されています。本市においては、従来から存否応答拒否により開示請求を拒否した場合、箕面市情報開示審査会に報告することとしています。改正法では報告義務の規定はありませんが、市の機関による安易な存否応答拒否処分を防止する目的から、今後も同様に規定し、現行どおりの運用とします。」条例で（自己情報の存否に関する情報）第十七条の二 自己情報開示等の請求に対し、それぞれ自己情報開示等をするかどうかを答えるだけで、第十三条第四項各号に掲げる情報又は同条第六項に規定する開示請求者に係る情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該自己情報開示等の請求を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により自己情報開示等の請求を拒否したときは、実施機関が定めるところにより、その旨を箕面市情報開示審査会条例（平成八年箕面市条例第三号）の規定により設置された箕面市情報開示審査会（以下「情報開示審査会」という。）に報告しなければならない。とされています。 「情報開示審査会」はどんな人員構成になっているのでしょうか。 具体的に教えてください。どんな方が市長から委嘱されているのでしょうか？ 開催歴はあるのでしょうか？	箕面市情報開示審査会の委員につきましては、行政文書の開示及び個人情報の保護に関し優れた識見を有する者として弁護士などを市長が委嘱しています。開催歴は以下の通りです。（直近3年） 令和4年度：6回（11月現在）、令和3年度：11回、令和2年度：10回
40	運用状況の公表について	条例で（運用状況の公表）第二十三条 市長は、毎年一回、各実施機関の自己情報開示等について、運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表しなければならないとされています。具体的に毎年一回はいつごろされていたのでしょうか。もみじだよりは何月号でしょうか？	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況は毎年9月頃に公表しており、もみじだより9月号に掲載しています。 箕面市ホームページ「情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況」 <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/soumu/koukai/unyoku.html">https://www.city.minoh.lg.jp/soumu/koukai/unyoku.html</a>
41	その他	パブリックコメントとは別件ですが、行政資料コーナー（箕面市役所別館1階12番窓口）の資料が古い。新しいものをはやく、加えて欲しい。	要望につきましては、担当部署へ情報連携し対応いたします。